

令和 8 年 1 0 月以降の各種申請手続きにおける変更について

山口県収入証紙の廃止に伴う手数料支払い方法の変更

山口県収入証紙の販売は令和 8 年 9 月末をもって終了となり、令和 8 年 1 0 月からは「手数料収納窓口」にて納付し、窓口で交付される「納付済証」を申請用紙（様式）に貼付することになります。

購入済みの山口県収入証紙については、令和 9 年 3 月末までは使用できますが、令和 9 年 4 月以降は使用できなくなります。

【令和 8 年 1 0 月以降の支払い方法】

①各種申請書を収納窓口へ持参し、付設された QR コードを読み取り、手数料を納付する。

②手数料を納付した後、納付済証を受け取り、申請書の裏面にある貼付け欄に貼付する。

※山口県収入証紙を使用する場合も納付済証貼付け欄に貼付してください。

個人番号（マイナンバー）届出書の提出

行政における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 16 条に基づき、各種申請手続きの際に、個人番号（マイナンバー）提出時の本人確認には、「個人番号（マイナンバー）届出書」（別記第 1 0 号様式）と併せて下記書類をご提出いただきますようお願いいたします。

※マイナンバーカード表裏両面の写しは、「番号確認」と「本人確認」の両方が可能です。

提出書類は、A・B・C いずれかの組み合わせでご提出ください。

	個人番号確認書類	本人確認書類
A	マイナンバーカード（表面・裏面）の写し	
B	【以下いずれか 1 点】 ・住民票又は住民票記載事項証明書 （申請者本人のみ個人番号が記載されたもの） ・個人番号通知カードの写し （氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致している場合に限る）	【以下いずれか 1 点の写し】 （顔写真付き身分証明書） ・運転免許証 ・パスポート ・身体障害者手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書 等
C		※上記書類の提出が困難な場合 【以下いずれか 2 点の写し】 （顔写真なし身分証明書） ・年金手帳 ・児童扶養手当証書 ・特別児童扶養手当証書 等